

檜葉町お試し住宅実施要綱

(趣旨)

第1条 この訓令は、町外から本町への移住を検討している者等に対して、一定期間、町内での生活を体験できる檜葉町お試し住宅（以下「住宅」という。）を整備し、提供するため必要な事項を定めるものとする。

(住宅の名称及び位置)

第2条 住宅の名称及び位置は、別表のとおりとし、日常生活を営むための必需品等の備品を備えるものとする。

(使用者の資格)

第3条 住宅を使用できる者は、次の各号に掲げる要件にすべて該当しなければならない。

- (1) 町外に住所を有する者で町内に一度も住所を有したことがない者
- (2) 町内への移住を検討している者又は町内での生活体験を町外へ発信できる者
- (3) 滞在期間中において、地域活動に積極的に参加する意思がある者
- (4) 旅行に伴う宿泊利用でない者
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に定める暴力団員でない者

2 住宅を使用する者（以下「使用者」という。）は、使用期間中に次の各号に掲げる要件のいずれかを満たさなければならない。

- (1) 地域の自治体活動等へ参加すること。
- (2) SNS等で移住又は起業に向けた取組や町内での活動及び檜葉町の魅力について情報発信すること。
- (3) 町又は町が指定する団体において、移住に関する相談を行うこと。
- (4) その他、町長が特に必要と認める事項を行うこと。

(使用申込み)

第4条 使用者は、町が指定する受入期間を確認し、住宅の使用開始希望日の7日前までに、檜葉町お試し住宅使用申込書（様式第1号）に、本人確認ができる必要書類を添付し町長に提出しなければならない。

(使用許可)

第5条 町長は、前条の規定による申込書の提出を受けたときは、速やかにその内容を審査し適当と認めるときは、檜葉町お試し住宅使用許可書（様式第2号。以下「許可書」という。）により、使用者に通知するものとする。この場合において、町長は住宅の管理運営上必要と認めるときは、その使用について条件を付することができる。

(使用期間)

第6条 住宅を使用することができる期間は、14日以内とする。ただし、町長が特に必要と認めた場合は、この限りではない。

(使用料)

第7条 住宅の使用料は、無料とする。

(遵守事項)

第8条 使用者は、住宅の使用に当たっては、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 敷地内の植栽管理及び除草等の住宅を善良に管理すること。
- (2) 備え付け備品類を適切に取り扱うとともに、火気の取扱いに注意すること。
- (3) ごみについては、決められたルールに従い、指定された場所に排出すること。
- (4) 入居期間が満了したときは、室内の清掃を行い、直ちに住宅の鍵を町長に返却すること。
- (5) その他住宅の使用に関して町長が必要と認める事項

(行為の禁止)

第9条 使用者は、住宅において次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 物品の販売、営利目的事業その他これに類する行為を行うこと。
- (2) 興行、展示会等その他これに類する催しを開催すること。
- (3) 政治活動又は宗教活動
- (4) 動物の飼育（医師の診断により飼育許可を除く。）
- (5) 近隣住民に迷惑を及ぼす行為
- (6) 住宅の一部又は全部を転貸し、権利を譲渡する行為
- (7) 住宅の一部又は全部を増改築し、模様替えをする行為
- (8) 前各号に掲げるもののほか、住宅使用にふさわしくない行為

(使用許可の取消し)

第10条 町長は、使用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該使用者に対しての使用許可を取り消すことができる。

- (1) 第13条に規定する損害を賠償しないとき
- (2) 前2条の規定に違反したとき
- (3) 前各号に掲げる場合のほか、住宅を継続して使用させることが困難であると町長が認めたとき

2 町長は、前項の規定により使用許可を取り消すときは、檜葉町お試し住宅使用決定の取り消し通知（様式第3号）により、使用者に通知するものとする。

(明渡し)

第11条 使用者は、使用期間が満了したとき又は許可が取り消されたときは、直ちに住宅を明け渡さなければならない。この場合において、当該使用者は、通常の使用に伴い生じた住宅の損耗を除き、住宅を原状回復しなければならない。ただし、やむを得ない理由により、町長が特に認めた場合は、この限りでない。

(立入り)

第12条 町長は、住宅の防火、構造の保全その他の管理上特に必要があると認めるときは

その職員をして当該住宅に立ち入りさせることができる。

2 使用者は、正当な理由がある場合を除き、前項の規定に基づく立入を拒むことができない。

(損害賠償)

第13条 使用者は、住宅を汚損し、損傷し又は滅失したときは、直ちにその旨を町長に届け出て、その賠償をしなければならない

(事故免責)

第14条 住宅が通常有すべき安全性を欠いている場合を除き、住宅で発生した事故に対しては、町はその賠償の責めを負わないものとする。

(補則)

第15条 この訓令に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附 則

この告示は、令和 年 月 日から施行する。

別表 (第2条関係)

名称	居室	住所
中満南住宅団地	41 号室	北田字中満 271-4
中満南住宅団地	43 号室	北田字中満 271-4
中満南住宅団地	44 号室	北田字中満 271-4